

▶ India Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニューズレターをお届けいたします。

当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。



インドのFDIポリシーおよび仲裁法における最近の変更

| Page 1/3 |

2021年5月 No.IDA_015

※ 本号の内容は、三菱UFJ銀行の会員制WEBサービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

2020年 FDI ポリシー

2020年10月28日、インド政府は、2020年10月15日付で発効した統合FDIポリシーの改訂版（2020年FDIポリシー）を発表しました。FDIポリシーは、外国からの対インド投資に関する規則や規制を、誰もが理解でき、かつ、アクセスできるように1つの文書にまとめたものです。法令が、法律用語や専門用語を多く含み、専門家以外の者には理解しにくいものに対して、2020年FDIポリシーは、トピックごとの条文形式で分かりやすく作成されています。

インド政府は、インド経済の発展に取り組み、対インド外国直接投資（FDI）を規制するために、随時、さまざまな解説や新しい政策を発表しています。こうした新政策や既存の政策の変更は、FDIポリシー文書にまとめられ、定期的に更新されています。FDIポリシーの最終更新は、2017年（約3年前）に行われました。FDIポリシーの変更は、2020年外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act：FEMA）に基づく規則や規制に組み込まれて初めて、インドの法律になります。特に、2019年外国為替管理（非債務証券）規則（Foreign Exchange Management（Non-Debt Instruments）Rules：NDI規則）は重要で、すべてのFDIの主たる準拠規則となっています。

2020年FDIポリシーは、過去3年間に行われたさまざまなFDIの変更を組み込んでいます。これらについてはNDI規則との整合が図られていますが、2020年FDIポリシーとNDI規則の間には依然として齟齬が存在するので、ご注意ください。NDI規則は2020年FDIポリシーに優先するため、小売業、電子商取引、不動産、民間警備会社といったセンシティブな分野に投資を行う場合には、前もって適切な法的助言を受けることをお勧めします。

なお、FEMAとNDI規則は、インドの中央銀行であるインド準備銀行（Reserve Bank of India）によって起草されますが、FDIポリシー文書はインド政府によって起草されています。

2020年FDIポリシーの詳細については、以下のURLをご参照ください。

https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_0.pdf



2021年度予算（保険分野）

インド政府は、2021年2月1日に、2021年度予算を発表しました。2021年度予算においては、保険分野への（インド政府の事前承認を必要としない）FDIの出資比率の上限を49%から74%に引き上げることが提案されています。なお、保険分野については、インド政府は2015年にもFDIの出資比率上限を26%から49%に引き上げています。また、保険ブローカー、再保険ブローカー、代理店、保険コンサルタント等の保険分野における仲介業者に対する（インド政府の事前承認を必要としない）FDIについては、引き続き100%まで許可されています。NDI規則が改正されれば、49%から74%への引き上げが法令化されることになります。

2020年仲裁調停（改正）令 ＜仲裁判断を停止できる場合＞

2020年仲裁調停（改正）令（Arbitration and Conciliation（Amendment）Ordinance：2020年仲裁改正）は、2020年11月4日に公布されました。

1996年仲裁調停法（Arbitration and Conciliation Act：仲裁法）第34条は、インドを拠点とする当事者に対する仲裁判断を取り消すための仕組みについて定めています。第34条（2）は、国際商事仲裁に適用され、裁判所が仲裁判断を取り消すことができる根拠を定めています。この第34条は、同条に基づく手続きが終了した時点、またはインドの当事者が同条に定める仲裁判断の取り消し事由を主張しなかった場合の仲裁判断の執行について定めた、第36条と併せて読む必要があります。

第36条は、仲裁判断は、裁判所が明示的に執行停止しないかぎり執行されると規定しています。また、金銭の支払に関する仲裁判断の執行停止許可について、裁判所は、第34条に基づく取り消しの申し立てのみならず、1908年民事訴訟法（Code of Civil Procedure：CPC）の規定およびCPCに定められた措置を考慮するよう定めています。このCPCの考慮に関する規定は、2015年10月23日の仲裁法改正（2015年改正法）により導入されたものです。しかし、第36条の文言は、仲裁判断の取り消しの際に裁判所がCPCの規定に従うことを義務付けているかどうかまでは明確ではありません。仲裁判断の取り消しにつき、CPCの規定を適用する場合は、申立人は「十分な根拠」を示して、仲裁判断に記載された金額について担保を提供しなければなりません。このように第36条の規定が曖昧であったため、混乱が生じていました。

インド政府は、この問題に関与し、明確化を図ることもできたはずですが、2020年仲裁改正において、(i) 仲裁判断の基礎となる仲裁合意、または(ii) 仲裁の判断が詐欺または汚職によって引き起こされ、またはこれらに影響されたことが疎明 (prima facie) されたものと確信する場合にのみ、裁判所は無条件の執行停止を許可するという規定を導入しました。この規定は、2015年10月23日(2015年改正法施行の日)に遡って適用されます。第36条(3)の末尾にあるこの新しい但し書きにより、裁判所は、もし上記(i)または(ii)のいずれにも該当しない場合には、CPCの規定を考慮しなければなりません。ただ、その適用可能性については裁判所間で意見が分かれていることから、従前から曖昧であった論点は未解決のままとなりそうです。

また、(i) または(ii) のいずれかに該当する場合に、何をもって疎明 (prima facie) とするかが明らかではないことも、仲裁判断の執行に異議を唱えるための新たな根拠を提供する可能性があります。この点、「prima facie」という文言を単純に解釈すれば、裁判所は記録に、表面上、明白なものがある場合にのみ、執行停止を認めるべきと言えますが、裁判所によっては、詳細な証拠や記録を入手して問題を判断する恐れがあることが懸念されます。

このように、第36条に新たな但し書きが導入されたことを考えると、日本企業にとって、紛争解決の仕組みの1つとして仲裁合意を起草する際には、今まで以上に慎重さが求められます。また、既存の合意については、修正が必要かどうかを確認するために、法的助言を受けることが望ましいでしょう。

仲裁人の資格

2019年の改正によって、インド政府は仲裁人の認定に関する詳細な基準を導入しました。これらの基準は、従来は仲裁法の第8附則において定められていましたが、2020年仲裁改正は、この第8附則の参照を削除し、当該基準がインド仲裁評議会 (Arbitration Council) によって作成される旨を定めました。削除された第8附則は、外国弁護士を仲裁人に指名することを禁じていたため、一部の当事者にとってはインドを仲裁地とすることが難しくなっていました。従って、インド仲裁評議会が作成する基準によって、外国弁護士を仲裁人として任命することが認められ、外国当事者がインドを仲裁地として使用するインセンティブとなることが望まれます。

インドには、ムンバイ国際仲裁センター (Mumbai Centre for International Arbitration : MCIA) のように、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre : SIAC) に匹敵する規則や基盤を有する機関も存在しています。MCIAの詳細については、以下のURLをご参照ください。

<https://mcia.org.in/about/>

なお、SIAC規則に基づく仲裁も、インド国内を仲裁地として選んで行うことが可能です。インドを仲裁地とする国際商事仲裁の場合には、外国で仲裁判断を得て、それをインドで執行するのに比べて、仲裁の実施と仲裁判断の執行において大幅な時間とコストの削減に繋がりが、効率的と言えます。

最後に

2020年FDIポリシー、2021年度予算および2020年仲裁改正によって、インドは、より良いビジネス環境の構築に向けて一歩前進しました。もっとも、第36条に新たな但し書きを追加しただけでは、金銭の支払に関わる仲裁判断の執行停止を求めるすべての申し立てにCPCの規定が強制的に適用されるわけではない、という現状の問題には、十分に対応できていない可能性があります。近いうちに、インド政府から追加の解説がなされるかもしれません。

他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他 (ご興味のある分野をご教示ください。)

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



※ 本号の内容は、三菱UFJ銀行の会員制WEBサービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。



Author(s)



[執筆者]

弁護士 丹生谷 美穂

パートナー/東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆者]

外国法事務弁護士（インド法）
アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー/第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: ashish.jejurkar@aplaw.jp

【お問合せ先】 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
E: ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。